

(1)
市町村類型
市町村の類型を国勢調査の結果に基づき、人口と産業構造で、分類している。
3:人口で10万人～15万人
2:産業構造で2次・3次の人口が95%以上で、3次の人口が65%未満
地方交付税種地
普通交付税における基準財政需要額を算定する際、中核都市とその周辺市町村における財政需要の差異を反映するために用いるもの。
「1」 甲(中核都市) 「2」 乙(周辺市町村) 甲地には、人口集中地区人口、経済構造、宅地平均価格指数、昼間流入人口を指標として1種地～10種地までに点数で区分。乙地も、ほぼ同様に10に区分。

(2)形式収支 (= 歳入歳出差引)
現金主義の建前にたって、当該年度に収入された現金と支出された現金との差額を表すもの。
形式収支 歳入決算額 歳出決算額
平成18年度 1,296,325千円 = 42,875,710千円 - 41,579,385千円
平成17年度 1,732,188千円 = 44,668,000千円 - 42,935,812千円

(3)実質収支
形式収支に、本来、当該年度に属するべき支出額(翌年度への繰越額)及び収入額(繰越額に係る未収入財源)といった発生主義の要素を加減し、実質的な財政収支の結果を明らかにするもの。(H18年度からの基準による比較)
実質収支 形式収支 翌年度に繰り越すべき財源(道路整備臨時交付金を除く)
平成18年度 593,901千円 = 1,296,325千円 - 702,424千円
平成17年度 1,054,052千円 = 1,732,188千円 - 635,907千円

(4)基準財政収入額
普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込める税収入を一定の方法によって算定した額。
平成18年度 13,889,121千円 平成17年度 13,069,911千円

・標準税率で算定された法定普通税及び事業所税収入額
・法定の率により算定された国有資産等所在市町村交付金
・利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金の収入見込額

× 75 / 100 +

・地方譲与税 ・交通安全対策特別交付金

地方譲与税とは、所得譲与税、特別とん譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税

(5)基準財政需要額
普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または、施設を維持するために必要な財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。
平成18年度 19,907,593千円 平成17年度 20,838,494千円

(6)標準税収入額
標準的な状態で徴収が見込まれる税収入。
平成18年度 18,027,349千円 平成17年度 17,114,475千円

・標準税率で算定された法定普通税及び事業所税収入額
・法定の率により算定された国有資産等所在市町村交付金
・利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金の収入見込額

+

・地方譲与税 ・交通安全対策特別交付金

(7)標準財政規模
標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を表す。
平成18年度 25,687,037千円 = 標準税収入額 18,027,349千円 + 普通交付税 7,659,688千円
平成17年度 24,885,121千円 = 標準税収入額 17,114,475千円 + 普通交付税 7,770,646千円

(8)財政力指数
市の財政力を表す指標で、「1」に近いほど、留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということになる。「1」を超えると余裕があり、普通交付税が不交付となる。過去3ヶ年の平均値を用いる。
平成18年度 0.653 平成17年度 0.626

(9)実質収支比率
実質収支の標準財政規模に対する割合。概ね、3～5%程度が望ましいとされている。
限られた財源を有効活用し、市民サービスの向上に努力する必要があることから、大きいほど良いと言うものではない。なお、実質収支が赤字の場合における実質収支比率が、一定の限度を超える団体は、翌年度の地方債の発行が制限される。
平成18年度 2.3% = 実質収支 593,901 ÷ 標準財政規模 25,687,037 × 100
平成17年度 4.2% = 実質収支 1,045,052 ÷ 標準財政規模 24,855,121 × 100

(10)経常一般財源比率
歳入構造を分析する指標。
経常一般財源比率 経常一般財源等 標準財政規模
平成18年度 100.9% = 25,905,624千円 ÷ 25,687,037千円 × 100
平成17年度 100.9% = 25,104,634千円 ÷ 24,885,121千円 × 100

(11)公債費負担比率
財構造の弾力性を見るための指標で、「その年の公債費に充当された一般財源」の「一般財源総額」に占める割合。
平成18年度 16.0% 平成17年度 15.3%
一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。この比率が高いほど、財政運営が硬直化していることとなる。

(12)公債費比率
公債費の一般財源に占める割合で、毎年度の元利償還金が適当かどうかを見ることにより、地方債の発行限度を判断する指標。
平成18年度 15.1% 平成17年度 16.5%

(13)実質公債費比率
平成18年度 15.4% 平成17年度 15.4%
地方債協議制度(平成18年度移行)において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。以下の計算式によって算出されますが、簡単にいうと、標準財政規模に占める実質的な公債費(市債(借金)の返済額、公営企業債(下水道事業会計などの借金)の返済に充てた繰出金など)の割合(3年間の平均)のことです。

(14)起債制限比率
地方債の許可制限に係る指標として使用される。
平成18年度 11.3% 平成17年度 11.6%
この比率が20%を超えると、一定の地方債の発行が制限される。算出は、大まかに「元利償還金に充てた一般財源から地方交付税に算入された公債費を引いた額」を「標準財政規模」で割った数値の過去3ヶ年平均である。

(15)経常収支比率
財政構造の弾力性を測定する比率。
平成18年度 91.8% 平成17年度 92.9%
経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど、臨時的財政需要に対して余裕が持て、財政構造に弾力性があることになる。
通常、人件費、扶助費、公債費など義務的経費が増加すると、経常収支比率は高くなり、財政運営は硬直化する。この比率が80%を超えると、財政構造の弾力性が失われつつある状態であるといわれている。